



反貧困ネットワーク広島 会報 NO.27



平成30年度総会が開催されました！

平成30年6月9日、広島弁護士会館で反貧困ネットワーク広島の総会をおこない、事業活動と収支決算の報告承認、事業計画案、活動予算案の承認をいただきました。

業務報告としては、昨年度4回の相談会相談件数が574件にのぼったこと、12回のほっとサロンお食事会参加者がのべ219人であったこと、2009年5月開設以後2018年4月末までのシェルター利用人数が1130人（うち単身者1035人、夫婦・親子94人）にのぼったこと、全事業支出合計額が2055万円となったことがあげられます。

事業計画としては、シェルター12室の継続運営、退所後の自立援助を相談支援事機関と利用者視点で、より一層の緊密な連携により進めていくこと、広島市からシェルター事業を受託している他の3団体とも連携を進めることなどを確認しました。



基調講演 生活困窮者対象の家賃保証サービスについて伺いました！



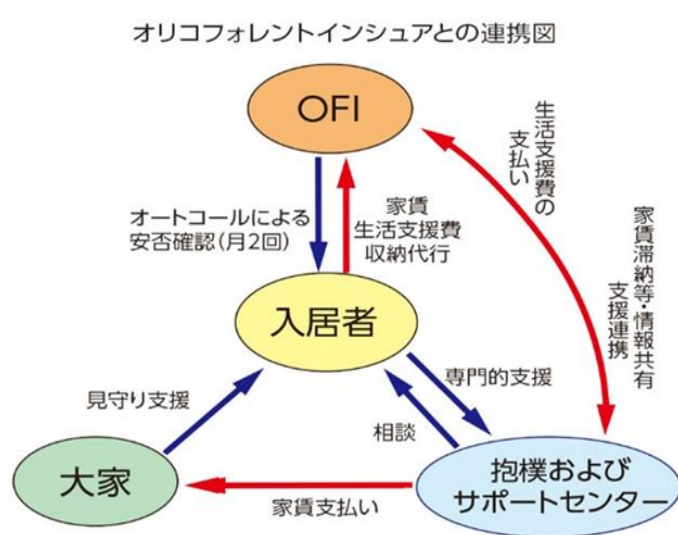
昨年の総会では、福岡すまいの会の家賃保証支援、サブリースサポートホーム型支援、緊急連絡先のみ提供型支援などの取組みについて講演していただきましたが、今年も住まいの問題に焦点を当て、株式会社オリコフォレントインシュア業務部調査役 遠藤恵理子氏から「住まいの貧困～NPO抱樸との実施事業について取組み報告」について講演いただきました。同社が家賃保証サービスを開始した後、2015年4月から生活困窮者自立支援制度が始まったため、相談窓口到家賃滞納の生活困窮者を確実につなぐ必要から、同社社員が全国902カ所のうち218もの相談支援窓口を実際に訪問したそうです。

家賃滞納から生活苦のサインが出始めるのが通例で、つまり、まず家賃から滞納し、電気やガス代はぎりぎりまで払おうとすることから賃貸住宅業界は生活困窮のサインを最初に感知する稀有な位置にいること、家賃滞納をきっかけに契約者と話す必要があり相談するよう背中を押すことができること、支援窓口を案内した540件中、窓口につながった件数が342件、支援決定が130件にのぼること、窓口につながった方から「生活困窮者相談窓口があることを知ら

なかった。窓口へ行くのは面倒で、世間体があり嫌だった。窓口案内してもらわなければ過去の企業年金があると気づけなかった」と感謝の声が寄せられ、同社社員も業務へのやりがいを感じていることなどが報告されました。

北九州のNPO法人抱樸と同社が取り組んでいる生活支援居住支援プラン「暮らし安心サポートプラス」は、オーナー・不動産会社から滞納や原状回復のリスクを理由に入居を拒否されたり、家賃保証会社の審査が通らない層が存在する中で、同社がそれらのリスクを保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチし、抱樸の伴走ケア支援につなげ、抱樸が 契約者の相談、見守り、緊急対応という得意分野を生かし、困窮者の安定的な日常生活へ立て直しを伴走するという、連携による生活保障と家賃保証の新しい取り組みが紹介されました。広島でこの仕組みを展開しようとする場合、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人(居住支援法人)として、都道府県から指定を受け、入居相談、見守りなど生活支援業務をおこなうことになるそうです。現在、我々は、少ないスタッフで、複合的な問題を抱えたシェルター12室の利用者を支援している状況であり、居住支援法人の指定を受ける余裕はありませんが、シェルター利用者の退所に伴う住まいの借りにくさの困難に日々直面しており、今後立ち上がる広島市居住支援協議会など行政と連携して少しでも現状改善につながるよう取り組んでいきたいと思っております。皆様のお知恵とご支援をお願いします。

※以下の図及び説明文は、NPO 法人抱樸のホームページより抜粋



【オリコフォレントインシュアとの連携による家賃債務保証】

NPO 法人抱樸との生活支援契約を締結していただくことにより、債務保証会社であるオリコフォレントインシュアの「断らない債務保証」が利用できます。月2回のオートコールや抱樸による生活支援を提供します。



お知らせ～ 新しいスタッフを迎えました！

竹中勝（たけなかまさる）さんにシェルター管理のお手伝いをさせていただくことになりました。竹中さんから一言…

「少しずつ頑張ります。よろしくお祈りします！」



シェルターの現場から～
見守り活動をはじめて1か月

藤川祐士

シェルターと聞いて思ったのは、一時的に住む場所を提供するということだけで、他に何があるのかと考えていました。

4月からシェルター管理者（見習い）を始めて、入居してもらったらそれで終わりではないということを知りました。

むしろそこからが始まりで、生活保護の申請、シェルターの備品管理や掃除、食事や寝具の手配、自立するための部屋さがしなどなど、また入居者には様々な事情があり、その都度個別に対応が必要です。

僕自身はまだ、その業務の半分もできず、先輩方に頼ってばかりですが、シェルター管理、見守り活動という仕事の大変さに戸惑うばかりです。

また、ほっとサロン（憩いの場）の盛況ぶりに驚いています。毎回10人以上が集まっている、楽しそうな雰囲気が隣の部屋まで伝わってきます。30代40代の比較的若い世代が多いのも特長で、ここに来れば自分の思いを聞いてもらえる、一種のカウンセリングの場でもあるのでしょうか。

少しだけ自分のことを書かせてもらおうと、前は市内の生活と健康を守る会で10年ほど事務員をしていました。そこは福祉や行政を学ぶのに最適な環境でしたが周りの人に甘え、適当に時間を過ごしたことを今さらながら後悔しています。とはいえ「門前の小僧習わぬ経を読む」ではないですが、雑談や会議、相談の対応をそばで見聞きしてきた経験は少なからず力になっていると思います。

シェルターやほっとサロンなどその活動は素晴らしいのですが、現場で活動をする人の負担は相当なもので、もう少し精神的なケアがあってもいいのではと感じます。

僕も早く業務を覚え、先輩方の負担を軽くできるよう頑張りたいと思います。

シェルター利用状況			
2009年5月～2018年6月			
年代	男性	女性	合計
10代	8	15	23
20代	98	49	147
30代	185	46	231
40代	210	60	270
50代	178	46	224
60代	120	29	149
70代	47	12	59
80代	6	5	11
不明	16	27	43
合計	868	289	1157
単身 1062名	夫婦 33名	親子 61名	



恒例の「まちかど生活相談会」を実施しました！

2018年6月12日（火）、6月13日（水）と2日間にわたる相談会を無事執り行うことができました。篤く御礼申し上げます。相談会では、面談・電話あわせて、164件の相談がありました。

面談相談	6月12日（火）	64件	
	13日（水）	53件	面談合計 117件
電話相談		8件	面談と電話の合計 125件
相談者性別	男性 39人、女性 70人、不明 8人		
相談者年代別	10代 1人、20代 5人、30代 8人、40代 11人、 50代 15人、60代 25人、70代 20人、80代 5人、90代 2人		
知的媒体	通りかかり 51人、チラシ 13人、法テラス紹介 14人 知人紹介 4人、リピーター 3人、新聞 2人、くらさぽ紹介 2人、 生健会紹介 2人、役所紹介 2人		
相談内容	借金 20人、相続 17人、離婚 11人、生活困窮 7人、年金 7人 こころ 7人、労働 7人、不動産 7人、税金 6人、医療 6人、 生活保護 5人、損害賠償 5人、賃貸借 4人、労災・傷病手当 3人、 貸金 3人、成年後見 3人、介護 2人、刑事 2人		

今後の相談会予定

2018年9月11日（火）・12日（水）くらしとこころの相談会
 2018年12月11日（火）・12日（水）年末年越し相談会
 2019年3月26日（火）・27日（水）くらしとこころの相談会
 2019年6月11日（火）・12日（水）まちかど生活相談会



お問い合わせ・寄付の受付など



広島総合法律会計事務所内 弁護士 秋田智佳子
 〒730-0004 広島県広島市中区東白島町1-4-15 NTTクレド白島ビル7階
 TEL：082-545-7709 / 082-227-8181
 FAX：082-227-1200 / Mail：akita@johoku.jp
 年会費 正会員（個人会費 2000円、団体会費 5000円）
 賛助会員（個人会費 5000円、団体会費 1万円）
 年会費・寄付金の振込先
 郵便為替 01390-1-98338 反貧困ネットワーク広島
 広島銀行白島支店 普通3235401 反貧困ネットワーク広島